

令和 7 年度 第 3 回

恵庭市国民健康保険運営協議会議案

日時 令和 8 年 3 月 3 日（火）

午後 4 時 3 0 分～

会場 えにあす 会議室 4

○次 第

1. 開 会

2. 会 長 挨 拶

3. 議事録署名委員の選任

4. 議案審議

議案第 1 号 令和 7 年度恵庭市国民健康保険特別会計決算見込みについて

議案第 2 号 令和 8 年度の国保税について

議案第 3 号 令和 8 年度恵庭市国民健康保険特別会計予算（案）について

議案第 4 号 国民健康保険税滞納者に対する資格確認書（特別療養）の
交付実施について

5. その他

恵庭市国民健康保険運営協議会委員名簿

選出区分	氏 名	備 考（推薦団体等）
被保険者代表	ジョウノ ヤスヒロ 城生 康裕	農業者代表（農業者団体推薦）
	テラダ セツコ 寺田 節子	（女性団体推薦）
	クマクラ ユウイチロウ 熊倉 祐一郎	自営業者代表（商工会議所推薦）
保険医代表	アオヤマ ヤスヒロ 青山 康彦	（恵庭市歯科医師会推薦）
	エガワ ヨシヒロ 江川 禎浩	（恵庭市薬剤師会推薦）
	シマダ ナオキ 島田 直樹	（恵庭市医師会推薦）
公益代表	マエダ タカオ 前田 孝雄	（恵庭市議会推薦）
	マツシマ ミドリ 松島 緑	
	ハヤサカ マサヨシ 早坂 政芳	
被用者保険等 保険者代表	ウエスギ アキラ 上杉 朗	（健康保険組合連合会 北海道連合会推薦）

（敬称略）

◎ 会 長 松島 緑

◎ 会長代行 前田 孝雄

◎ 委員任期 令和10年 6月22日

令和 7 年度 恵庭市国民健康保険運営協議会 市関係者名簿

役 職	氏 名
恵庭市長	原田 裕
恵庭市副市長	横道 義孝
保健福祉部長	伊東 雅彦
保健福祉部次長	池田 肇
国保医療課長	根岸 俊博
国保医療課 管理担当主査	坂本 伸一
〃 給付担当主査	関口 健太

令和7年度 国民健康保険特別会計決算見込

議案第1号

(歳入)

科 目		予算現額(補正後)	決算見込額	予算対増減額	対予算比		
国 保 税	一般被保険者	医療給付費現年課税分	730,652,000	737,272,615	6,620,615	100.91%	
		後期高齢支援金現年課税分	230,449,000	236,788,350	6,339,350	102.75%	
		介護納付金現年課税分	61,066,000	64,211,063	3,145,063	105.15%	
		医療給付費滞納繰越分	24,670,000	24,710,441	40,441	100.16%	
		後期高齢支援金滞納繰越分	7,789,000	8,006,893	217,893	102.80%	
		介護給付費滞納繰越分	3,276,000	3,569,422	293,422	108.96%	
		小 計	1,057,902,000	1,074,558,784	16,656,784	101.57%	
	退職被保険者	医療給付費現年課税分	0	0	0	0.00%	
		後期高齢支援金現年課税分	0	0	0	0.00%	
		介護納付金現年課税分	0	0	0	0.00%	
		医療給付費滞納繰越分	1,000	1,000	0	100.00%	
		後期高齢支援金滞納繰越分	1,000	1,000	0	100.00%	
		介護給付費滞納繰越分	1,000	1,000	0	100.00%	
		小 計	3,000	3,000	0	100.00%	
	計		1,057,905,000	1,074,561,784	16,656,784	101.57%	
	道 支 出 金	特別交付金	保険給付等交付金（普通交付金）	5,100,200,000	4,596,518,179	△503,681,821	90.12%
			健康増進費補助金	1,540,000	1,540,000	0	100.00%
			保険者努力支援分	34,128,000	34,128,000	0	100.00%
			特別調整交付金分	11,301,000	11,301,000	0	100.00%
			道繰入金（2号分）	46,744,000	46,744,000	0	100.00%
特定健診等負担金			11,908,000	11,908,000	0	100.00%	
小 計			104,081,000	104,081,000	0	100.00%	
計		5,205,821,000	4,702,139,179	△503,681,821	90.32%		
繰 入 金 ※1		657,603,000	653,420,000	△4,183,000	99.36%		
基 金 繰 入 金		11,904,000	11,904,000	0	100.00%		
繰 越 金		37,810,000	37,809,776	△224	100.00%		
諸 収 入		15,307,000	11,260,421	△4,046,579	73.56%		
財 産 収 入		992,000	992,000	0	100.00%		
国 庫 支 出 金 ※2		7,876,000	40,000	△7,836,000	皆増		
① 歳 入 合 計		6,995,218,000	6,492,127,160	△503,090,840	92.81%		

※1 人事院勧告に伴う人件費の増額措置に伴い補正

※2 子ども・子育て支援金制度開始に伴うシステム改修費に係る補助金

※3 人事院勧告に伴う人件費の増額措置に伴う補正

(歳出)

(単位：円)

科 目		予算現額(補正後)	決算見込額	予算対増減額	対予算比
総務費	一般事務費（国保）※3	100,408,000	88,165,000	△12,243,000	87.81%
	一般事務費（債権）※3	46,071,000	43,851,000	△2,220,000	95.18%
	医療費適正化事業費	7,236,000	7,092,000	△144,000	98.01%
	国保情報システム管理費	4,502,000	4,502,000	0	100.00%
	国保連合会負担金	1,704,000	1,704,000	0	100.00%
	運営協議会費	286,000	286,000	0	100.00%
	計	160,207,000	145,600,000	△14,607,000	90.88%
保 險 給 付 費		5,106,692,000	4,596,518,179	△510,173,821	90.01%
納金付	医療給付費分	1,194,924,000	1,194,924,000	0	100.00%
	後期高齢者支援金等分	321,154,000	321,153,000	△1,000	100.00%
	介護納付金分	88,443,000	88,442,000	△1,000	100.00%
	計	1,604,521,000	1,604,519,000	△2,000	100.00%
共同事業拠出金		1,000	1,000	0	100.00%
健康づくり推進費		17,568,000	17,568,000	0	100.00%
特定健康診査等事業費 ※3		61,845,000	61,556,000	△289,000	99.53%
諸支出金	保険税還付金（一般）（債権）	5,572,000	5,297,364	△274,636	95.07%
	保険税還付金（退職）（債権）	0	0	0	
	保険給付費等交付金償還金	4,268,000	4,267,507	△493	99.99%
	その他償還金	385,000	385,000	0	100.00%
	計	10,225,000	9,949,871	△275,129	97.31%
基 金 積 立 金 ※4		34,149,000	34,149,000	0	100.00%
予 備 費		10,000	0	△10,000	0.00%
②歳 出 合 計		6,995,218,000	6,469,861,050	△525,356,950	92.49%

※4 繰越金の一部を国民健康保険支払準備基金に積み立てるための補正

令和8年度の国保税について

令和8年1月15日に確定係数による国保事業費納付金が通知された結果、前回の常任委員会でお示した仮係数による納付金額から大幅な変動がなかったため、医療分、後期分、介護分の税率は据え置きとし、新たに子ども分を北海道内統一の税率で追加します。

(1) 国保事業費納付金の試算結果

区分	納付金額	仮係数 【R7.11.14通知】	確定係数 【R8.1.15通知】	対 比
		令和8年度 予算要求内示額	納付金確定額	
医療分		1,130,768,000 円	1,126,711,000 円	-4,057,000 円
後期分		303,900,000 円	302,444,000 円	-1,456,000 円
介護分		86,903,000 円	87,030,000 円	127,000 円
子ども分		29,902,000 円	33,076,000 円	3,174,000 円
合計		1,551,473,000 円	1,549,261,000 円	-2,212,000 円

(2) 令和8年度 国民健康保険税率(道内標準税率と本市税率)

		仮係数 (市町村算定方式)	確定係数 (市町村算定方式)	令和8年度 本市税率
医療分	所得割	9.15%	9.21%	9.38%
	均等割	28,547 円	28,900 円	26,800 円
	平等割	26,766 円	27,000 円	25,900 円
後期分	所得割	2.60%	2.58%	2.95%
	均等割	8,264 円	8,300 円	8,600 円
	平等割	7,550 円	7,600 円	8,100 円
介護分	所得割	2.15%	2.16%	2.35%
	均等割	8,841 円	8,900 円	9,100 円
	平等割	5,447 円	5,500 円	5,600 円
子ども分	所得割	—	0.29%	0.29%
	均等割	—	1,100 円	1,100 円
	平等割	—	1,000 円	1,000 円

※子ども分の均等割額は18歳未満の子どもには賦課されません(軽減扱い)

※子ども分の均等割額の内訳: 均等割額1,000円、18歳以上被保険者均等割額100円

(3) 賦課限度額の引き上げ

医療分と後期高齢者支援分の賦課限度額は、令和7年3月31日に改正された地方税法施行令にて定められた法定課税限度額に合わせ、引き上げとなります。

また、令和8年度から追加された「子ども・子育て支援分」の賦課限度額は、厚生労働省より3万円とすることが示されました。

対象区分	現行	改正後
医療分	65万円	66万円
後期分	24万円	26万円
子ども分	—	3万円

(4) 法定軽減基準額の改正

均等割と平等割の軽減措置について、国の定める基準に合わせて改正となります。

軽減判定所得	現行	改正後
7割軽減基準額	基礎控除額43万円 +10万円×(給与・公的年金所得者等の数-1)	改正なし
5割軽減基準額	基礎控除額43万円+30万5千円×被保険者数 +10万円×(給与・公的年金等所得者の数-1)	基礎控除額43万円+31万円×被保険者数 +10万円×(給与・公的年金等所得者の数-1)
2割軽減基準額	基礎控除額43万円+56万円×被保険者数 +10万円×(給与・公的年金等所得者の数-1)	基礎控除額43万円+57万円×被保険者数 +10万円×(給与・公的年金等所得者の数-1)

(5) 参考【令和8年度 年間保険税額】

※単身世帯で給与収入のみの場合(介護分の課税は40歳～64歳)

給与収入	軽減割合	医療分	後期分	介護分	小計	子ども分	合計
980,000 円	7割	15,800 円	5,000 円	4,400 円	25,200 円	600 円	25,800 円
1,380,000 円	5割	54,400 円	17,200 円	14,400 円	86,000 円	1,900 円	87,900 円
1,640,000 円	2割	94,600 円	29,800 円	24,900 円	149,300 円	3,300 円	152,600 円
2,000,000 円	軽減なし	136,100 円	42,900 円	35,600 円	214,600 円	4,600 円	219,200 円

令和8年度 国民健康保険特別会計予算（案）

議案第3号

（歳入）

科 目			令和7年度 当初予算額	令和8年度 当初予算案	前年対増減額	対前年比
国 保 税	一般被保険者	医療給付費現年課税分	730,652,000	664,982,000	△65,670,000	91.01%
		後期高齢支援金現年課税分	230,449,000	217,771,000	△12,678,000	94.50%
		介護納付金現年課税分	61,066,000	55,845,000	△5,221,000	91.45%
		子ども・子育て支援金現年課税分	0	20,311,000	20,311,000	皆増
		医療給付費滞納繰越分	24,670,000	23,346,000	△1,324,000	94.63%
		後期高齢支援金滞納繰越分	7,789,000	7,656,000	△133,000	98.29%
		介護給付費滞納繰越分	3,276,000	3,277,000	1,000	100.03%
		小 計 ※1	1,057,902,000	993,188,000	△64,714,000	93.88%
	退職被保険者	医療給付費現年課税分	0	0	0	0.00%
		後期高齢支援金現年課税分	0	0	0	0.00%
		介護納付金現年課税分	0	0	0	0.00%
		医療給付費滞納繰越分	1,000	1,000	0	100.00%
		後期高齢支援金滞納繰越分	1,000	1,000	0	100.00%
		介護給付費滞納繰越分	1,000	1,000	0	100.00%
	小 計		3,000	3,000	0	100.00%
	計		1,057,905,000	993,191,000	△64,714,000	93.88%
	道 支 出 金	保険給付等交付金（普通交付金）	5,100,200,000	4,990,306,000	△109,894,000	97.85%
		健康増進費補助金	1,540,000	1,684,000	144,000	109.35%
		保険者努力支援分	34,128,000	37,876,000	3,748,000	110.98%
		特別調整交付金分	11,301,000	12,394,000	1,093,000	109.67%
		道繰入金（2号分）	46,744,000	46,159,000	△585,000	98.75%
		特定健診等負担金	11,908,000	12,842,000	934,000	107.84%
		小 計	104,081,000	109,271,000	5,190,000	104.99%
	計		5,205,821,000	5,101,261,000	△104,560,000	97.99%
	繰 入 金		653,420,000	665,121,000	11,701,000	101.79%
	基 金 繰 入 金 ※2		11,904,000	10,720,000	△1,184,000	90.05%
	繰 越 金 ※3		2,000	2,000	0	100.00%
	諸 収 入		15,307,000	16,843,000	1,536,000	110.03%
	財 産 収 入 ※4		992,000	1,565,000	573,000	157.76%
	① 歳 入 合 計		6,945,351,000	6,788,703,000	△156,648,000	97.74%

※1 国保被保険者数減少を見込んだ【被保数（R7）10,862人 7,886世帯 （R8）10,116人 7,532世帯】

※2 特定健診受診率向上対策事業の財源

※3 前年度黒字額の繰越金。交付金等償還金と対応

※4 国民健康保険支払準備基金に対する利息 利率の上昇に伴い増

（歳出）

（単位： 円）

科 目		令和7年度 当初予算額	令和8年度 当初予算案	前年対増減額	対前年比
総 務 費	一般事務費（国保）	89,964,000	86,022,000	△3,942,000	95.62%
	一般事務費（債権）	44,745,000	46,546,000	1,801,000	104.03%
	医療費適正化事業費	7,236,000	6,874,000	△362,000	95.00%
	国保情報システム管理費	4,502,000	4,741,000	239,000	105.31%
	国保連合会負担金	1,704,000	1,678,000	△26,000	98.47%
	運営協議会費	286,000	274,000	△12,000	95.80%
	計	148,437,000	146,135,000	△2,302,000	98.45%
	保 険 給 付 費	5,106,692,000	4,998,015,000	△108,677,000	97.87%
納 付 金	医療給付費分	1,194,924,000	1,130,768,000	△64,156,000	94.63%
	後期高齢者支援金等分	321,154,000	303,900,000	△17,254,000	94.63%
	介護納付金分	88,443,000	86,903,000	△1,540,000	98.26%
	子ども・子育て納付金	0	29,902,000	29,902,000	皆増
	計	1,604,521,000	1,551,473,000	△53,048,000	96.69%
共同事業拠出金		1,000	1,000	0	100.00%
健康づくり推進費		17,568,000	16,393,000	△1,175,000	93.31%
特定健康診査等事業費 ※5		61,556,000	69,650,000	8,094,000	113.15%
諸 支 出 金	保険税還付金（一般）（債権）	5,572,000	5,459,000	△113,000	97.97%
	保険税還付金（退職）（債権）	0	0	0	0.00%
	保険給付費等交付金償還金	1,000	1,000	0	100.00%
	その他償還金	1,000	1,000	0	100.00%
	計	5,574,000	5,461,000	△113,000	97.97%
基金積立金 ※6		992,000	1,565,000	573,000	157.76%
予 備 費		10,000	10,000	0	100.00%
② 歳 出 合 計		6,945,351,000	6,788,703,000	△156,648,000	97.74%

※5 特定健診受診率向上対策事業の実施等による増

※6 財産収入増の見込みに伴い同額を増額

令和8年度 国民健康保険特別会計予算(案)前年度比較 (概要版)

参考資料

(歳入)

(歳出)

(単位: 千円)

科 目	内 容	R7年度 予算額 ①	R8年度 予算案 ②	増減額 ②-①
国保税	国保事業の主たる財源。平成30年度の都道府県化により、北海道へ支出する納付金を納めるために必要な歳入を国保税で賄うことが健全とされている。 これまで医療・介護・後期支援分の3つの要素から成り立っていたが、令和8年度より新たに子ども・子育て支援分が追加された。 ※退職医療については、令和元年度末で対象者が0人となったため、令和2年度からは国保税賦課が適及以外は発生しない。	1,057,905	993,191	△64,714
道支出金	平成30年度より財政運営が都道府県化されたことにより、国からの交付金等も道を経由して交付されることになる。内訳は下記のとおり分類される。 ①保険給付等交付金 保険者が療養の給付等に要した医療費の同額が交付される。 ②健康増進費補助金 保険事業に対する補助金のうち国保相当分を繰入する。 ③保険者努力支援 国保事業の実施状況により交付される。 ④特別調整交付金 従来の国庫支出金である。 ⑤道繰入金(2号分) 道から交付される交付金である。 ⑥特定健診等負担金 特定健診費用の負担分により交付される。	5,205,821	5,101,261	△104,560
繰入金	法定分(基盤安定負担金、出産育児一時金、未就学児均等割軽減分、産前産後軽減分、財政安定化支援事業分、事務費)と、任意分(健康づくり推進費分、地方単独事業による医療費の波及増分)に大別される。	653,420	665,121	11,701
基金繰入金	国民健康保険支払準備基金を取り崩して財源に充てるもの。 納付金の増加への対応や、恵庭市独自の保険事業の財源とする。	11,904	10,720	1,184
繰越金	前年度収支の黒字分から、次年度に繰越す額	2	2	0
諸収入	国保税の延滞金、保険者間調整、第三者求償による医療費の返還金等	15,307	16,843	1,536
財産収入	国民健康保険支払準備基金に発生した利子配分金	992	1,565	573
歳入合計		6,945,351	6,788,703	△156,648

科 目	内 容	R7年度 予算額 ①	R8年度 予算案 ②	増減額 ②-①
総務費	国保特別会計に係る職員人件費や事務費の他、医療費適正化事業、国保システム管理費、国保連への負担金、国保運営協議会経費に分類される。	148,437	146,135	△2,302
保険給付費	被保険者の病院窓口負担を除く経費である「療養給付費」、医師の診断により医療として認められた場合の補装具や針灸等の経費である「療養費」、高額医療費を支払う「高額療養費」、出産育児一時金を支払う「出産育児諸費」、被保険者死亡の際に葬祭費を支払う「葬祭給付費」等に分類される。	5,106,692	4,998,015	△108,677
国保事業費納付金	道全体で必要とする医療費等の費用を各市町村毎の所得水準や被保険者数で按分した算出額を道へ納付するもの。 令和8年度から新たに子ども・子育て支援金分の納付金が追加された	1,604,521	1,551,473	△53,048
共同事業拠出金	国保連合会に対する退職者医療事務費拠出金。 退職者医療制度は廃止となっているが、制度廃止に伴う精算業務等に備え残置している。	1	1	0
健康づくり推進費	国民健康保険法に定められた、健康増進のために必要な経費。脳ドックなど。	17,568	16,393	△1,175
特定健診事業費	40歳以上の人を対象とした、生活習慣病健診に係る経費。 恵庭市は独自項目として心電図や貧血検査も実施している。	61,556	69,650	8,094
諸支出金	国保税還付金の他、負担金・交付金の過年度分精算に係る返還金等。	5,574	5,461	△113
基金積立金	国民健康保険支払準備基金への積立金。	992	1,565	573
予備費	不測の事態に備えるための費用。	10	10	0
歳出合計		6,945,351	6,788,703	△156,648

国民健康保険税滞納者に対する資格確認書（特別療養）の交付実施について

1. 背景

令和 6 年 1 月まで、国民健康保険税（以下「国保税」という）滞納者へ納税を促す取組として、有効期限が通常より短い半年間の「短期証」の交付を行っていたが、現在、健康保険証はマイナ保険証もしくは資格確認書に移行し、短期証制度は廃止となり、国保税滞納者に対する、納税折衝機会の確保に向けた取り組みが課題となっている。

2. 資格確認書（特別療養）の概要

被保険者が医療機関等で療養を受けた際、窓口で一旦、医療費を全額（10 割）負担し、本市へ申請することにより、支払った金額から一部負担額（2～3 割）を差し引いた金額の給付を受ける制度。

3. 実施の目的

事業の休廃止や病気など、保険税を納付することができない特別な事情がないにもかかわらず、長期にわたり国保税を滞納している世帯主等について、納税相談の機会確保を目的として実施。

4. 措置の事前通知対象者の選定基準（市要綱第 2 条の 2）

国保税の納期限から 1 年が経過するまでの間に、納付に資する取組を行ったにも関わらず、国保税を納付しない場合等であって、当該国保税の滞納につき除外事由があるとは認められない者。

【除外事由】（市要綱第 2 条の 3）

- ①原爆一般疾病医療費の支給を受ける被保険者
- ②その世帯に属する被保険者が公費負担医療等（子ども、ひとり親家庭等、重度心身障がい者医療費助成等）の被保険者
- ③18 歳に達する日以降の最初の 3/31 までの間にある被保険者（高校生年代までの被保険者）
- ④ 国民健康保険法施行令第 28 条の 6 各号の規定（災害等）に該当する世帯主及びその世帯に属する被保険者

5. 対象者決定までの流れ

「措置の事前通知対象者」に対し、納付勧奨通知等を発送し、納税相談等の場を設ける取組を改めて実施。なお、相談等なく滞納が続く措置候補者を抽出し、措置対象者審査委員会を設置し厳正な審査を図る。

【措置対象者審査委員会】（市要綱第7条）

保健福祉部長（委員長）、総務部長、保健福祉部次長、総務部財務室長、国保医療課長、債権管理課長、各担当主査及び委員長が指名する職員をもって構成。

6. 対象者の解除事由について（市要綱第14条）

滞納保険税を納付し、滞納が解消された場合や納税相談により、納税計画を策定し、計画の履行が認められる場合解除する。また、除外事由（市要綱第2条の3第1項）に該当することとなった場合も解除する。

7. 今後のスケジュールについて

R8.3月	厚生消防常任委員会へ報告
R8.3月	国保医療課と債権管理課で給付履歴の共有
R8.3～5月	措置の事前通知対象者へ国民健康保険税滞納措置勧奨通知書等の発送
R8.6月	資格確認書（特別療養）措置候補者名簿の作成
R8.7月	措置対象者審査委員会を開催し、措置対象者を決定
R8.7月	措置対象者へ特別療養費支給決定通知書及び資格確認書（特別療養）を交付
R8.8月	適用開始

8. その他

本制度について、市HPや国保加入世帯へ配布するパンフレットに掲載し、周知予定。